平成２９年（フ）第２２６号
埼玉県深谷市町田277番地34
債務者　下田講治朗
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３３３５号
大阪府吹田市南高浜町６番38―513号
債務者　延近　浩充
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１号
静岡市駿河区寺田136番地の１　サンハイムK205号
債務者　菅原　英之
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０８号
東京都福生市大字福生2169番地２ウィステリア福生
債務者　堀之内　隆
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目10番22号　レオパレスフルーリル102号
債務者　中間　志穂（旧姓池平）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７８１号
東京都八王子市弐分方町453番地13
債務者　吉沢　光徳
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８号
愛知県新城市川路字寺ノ前69番地２、従前の住所愛知県新城市豊岡字滝上５番地１
債務者　和田　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４７号
愛知県豊橋市南大清水町字富士見456番地、従前の住所愛知県豊橋市草間町字東山143番地13（Ａ―206）
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市小向町字内田５番地７（101）
債務者　尾﨑　由佳
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７５５号
東京都三鷹市北野３丁目10番１号木村コーポ202
債務者　畑山　光瑠
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７６７号
東京都八王子市初沢町1349番地
債務者　渡辺　光章
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７３１号
千葉市中央区富士見１丁目13番11号　紅谷第１ビル401号（住民票上の住所）
債務者　荻野　理絵
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６４号
横浜市青葉区鉄町1165番地３　マルミハイツ202
債務者　若林　宏衣
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６５号
横浜市港北区樽町３丁目12番28号　パンシオン綱島Ｃ203
債務者　田中　真一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７８号
横浜市緑区十日市場町913番地３　グリーンハイムⅢＢ―102号
債務者　竹田　哲哉
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部